

第2章 消費生活をめぐる現状と課題

社会状況の変化や県消費生活センターに寄せられる相談の傾向などをもとに、私たちの消費生活にどのような課題が生じているのかを、消費生活をめぐる現状と課題として掲げます。

消費生活をめぐる現状		課題
1 消費者を取り巻く環境の変化	(1) 少子高齢化社会の進展	高齢者被害の未然防止
	(2) 高度情報通信社会の進展	利用者の情報活用能力の強化と個人情報の保護等
	(3) 消費生活のグローバル化	輸入品に関する安全性の確保や品質の問題によるトラブルへの対応等
	(4) 規制緩和の進展	品質のチェック体制強化と適切な選択
	(5) 取引形態の多様化	取引時における事業者情報についての確認等
	(6) 多重債務者問題への取組	多重債務者の債務解消と生活再建
	(7) 環境問題の深刻化	環境を意識した消費生活への取組
2 本県における消費者行政の状況	(1) 相談内容の複雑化・高度化	県消費生活センターの「中核センター」化、相談員の資質向上
	(2) 全市町村での相談窓口を整備	県及び市町郡消費生活センターの周知

第3章 消費者施策の基本方針及び講ずべき施策

本県における消費者施策を体系的・計画的に実施するため、「消費者の安全・安心の確保」、「消費者の自立への支援」、「消費者被害の防止・救済」、「環境に配慮した消費生活の推進」の4つの基本方針ごとに掲げます。

そして、これらの施策の推進により、本計画が目指す「県民が安全で安心できる消費生活」を享受する社会の実現を図っていきます。

また、「消費者教育(*)」の推進に関する法律(平成24年法律第61号)第10条に基づく、消費者学習・啓発の推進の基本的な方向及び推進の内容について定めます。

(*) 「消費者教育」

消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育及びこれに準ずる啓発活動《消費者教育の推進に関する法律第2条第1項》をいいます。

ただし、本計画では、この趣旨を踏まえ、「消費者学習・啓発」と表します。